

証券投資信託の信託終了のお知らせ

追加型証券投資信託「ファンド・三城」について、信託約款の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ、平成30年1月10日をもって信託を終了する予定ですのでお知らせします。

1. 繰上償還の理由

当ファンドは、三城ホールディングスグループの確定拠出年金用に設定されましたが、同グループが運営管理機関を変更し、当ファンドを確定拠出年金のプランから除外することとなりました。

このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させることができるとの信託約款の規定に基づき、繰上償還を行ないます。

2. 異議申立の手続き

この信託終了に異議のある受益者の方は、平成29年6月27日から平成29年7月27日までに、当ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議を申し立てた受益者の方の受益権の合計口数が、平成29年6月27日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り平成30年1月10日をもって信託を終了します。

この場合、異議を申し立てた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額とします。）で、当社を通じて受託会社に対し、平成29年8月14日から平成29年9月4日までの間に、当該受益権にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成29年6月26日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券投資信託委託株式会社